

日本摂食嚥下リハビリテーション学会 国際助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本摂食嚥下リハビリテーション学会 (Japanese Society Dysphagia Rehabilitation) (以下、「JSDR」という。)が、岡田澄子基金の理念を引き継ぎ、摂食嚥下リハビリテーション学における若手研究者育成を目的として、Sumiko Okada Fellowship の実施に必要な事項を定める。さらに、アジアの研究者育成に貢献するとともに、Dysphagia Research Society (以下、「DRS」という。)又は European Society for Swallowing Disorders (以下、「ESSD」という。)の会員等に対する Travel Fellowship の実施に必要な事項を定めるものである。

(助成の種類)

第2条 助成の種類は以下の各号に示すとおりである。

- (1) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR Members
- (2) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS Members
- (3) JSDR-Sponsored Travel Fellowship for Researchers of Asia
- (4) JSDR-Sponsored Travel Fellowship for Researchers of USA & Europe

(JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR Members)

第3条 前条第1項第1号の助成は、JSDR 会員である若手研究者が World Dysphagia Summit (以下、「WDS」という。)、DRS、ESSD 又は Asian Dysphagia Society (以下、「ADS」という。)の Annual meeting へ参加するための渡航費、参加登録費、宿泊費などにかかる費用を助成するものとする。

2 WDS へ参加するための助成は以下のとおりとする。

- (1) 助成費は開催地によって決定され、1人につき15万円(アジア以外の開催地)又は5万円(アジアの開催地)とし、前者は1年に2名、後者は5名を限度として助成する。
- (2) 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - ① JSDR の会員である。
 - ② 45歳未満である。
 - ③ WDS での発表が決定している。

3 DRS へ参加するための助成は以下のとおりとする。

- (1) 助成費は1人につき15万円とし、1年に2名を限度として助成する。
- (2) 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - ① JSDR の会員である。
 - ② 45歳未満である。
 - ③ DRS の Annual meeting での発表が決定している。

4 ESSD へ参加するための助成は以下のとおりとする。

- (1) 助成費は1人につき15万円とし、1年に2名を限度として助成する。
- (2) 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - ① JSDR の会員である。
 - ② 45歳未満である。
 - ③ ESSD の Annual meeting での発表が決定している。

5 ADSへ参加するための助成は以下のとおりとする。

- (1) 助成費は1人につき5万円とし、1年に5名を限度として助成する。
- (2) 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - ① JSDRの会員である。
 - ② 45歳未満である。
 - ③ ADSでの発表が決定している。

(JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS Members)

第4条 第2条第2号の助成は、DRS会員である若手研究者がJSDRの学術大会へ参加するための渡航費、参加登録費、宿泊費などにかかる費用を助成するものとする。

- 2 助成費は1人につき30万円とし、毎年2名に助成する。
- 3 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) DRSの会員である。
 - (2) 博士又は博士相当の学位取得後10年以内、又は取得見込みの者。
 - (3) JSDRの学術大会で発表すること。

(JSDR-Sponsored Travel Fellowship for Researchers of Asia)

第5条 第2条第3号の助成は、日本を除くアジアの研究者を育成するために、JSDRの学術大会へ参加するための渡航費、宿泊費、参加登録費を助成する。

- 2 1人につき渡航費として5万円を、宿泊費(3泊)及び参加登録費については実費を助成し、1年に10名を限度として助成する。
- 3 助成対象は、Korean Dysphagia Society(以下、「KDS」という。)、Taiwan Association of Dysphagia(以下、「TAD」という。)又はJSDRの理事が推薦し、JSDR国際委員会が承認した者とする。

(JSDR-Sponsored Travel Fellowship for Researchers of USA & Europe)

第6条 第2条第4号の助成は、欧米の研究者がJSDRの学術大会へ参加するための宿泊費、参加登録費を助成する。

- 2 1人につき宿泊費(3泊)及び参加登録費の実費を助成し、1年に5名を限度として助成する。
- 3 助成対象は、DRS、ESSD又はJSDRの理事が推薦し、JSDR国際委員会が承認した者とする。

(助成の制限)

第7条 第2条に規定する助成について、原則として一人1回とする。

- 2 助成の対象は、国際学会参加の渡航にあたり通常必要とされる経費に限定し、研究の物品購入にかかる経費は対象としない。

(申請及び報告)

第8条 助成に関する申請方法及び申請期間は以下の各号のとおりとする。

- (1) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR Members
WDS、DRS、ESSD又はADSの発表に関する採択通知から1か月以内に、JSDRのホームページから助成申請書書式をダウンロードし、必要事項を記載の上、学会事務局に申請する。

(2) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS Members

DRS がホームページ上で 1 月頃に募集し、その手続きに従って助成を申請する。

(3) JSDR-Sponsored Travel Fellowship

JSDR 国際委員会が、DRS、ESSD、KDS、TAD 又は JSDR の理事へ推薦を依頼する。

2 助成を受けた者は、その成果を別に定める様式を用いて、JSDR 理事長へ当該学会終了後 1 か月以内に報告するものとする。

(助成の決定と DRS への送金)

第 9 条 助成に関する決定は以下の各号のとおりとする。

(1) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR Members

JSDR 国際委員会において審議した上決定し、通知する。

(2) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS Members

DRS の Scholarship committee において審議した上決定し、通知する。JSDR は 2 月頃に 60 万円を DRS へ送金する。

(委員会)

第 10 条 本規程の助成に関する事務は JSDR の国際委員会が担当する。

(改正)

第 11 条 本規程は 2 年ごとに検討し見直しをおこなう。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、助成の決定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。